

(令和3年度第7回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- 沖縄北部テーマパーク事業に係る環境影響評価準備書
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 3

- 名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
 - (1) 事業概要 5
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 7

沖縄北部テーマパーク事業の概要

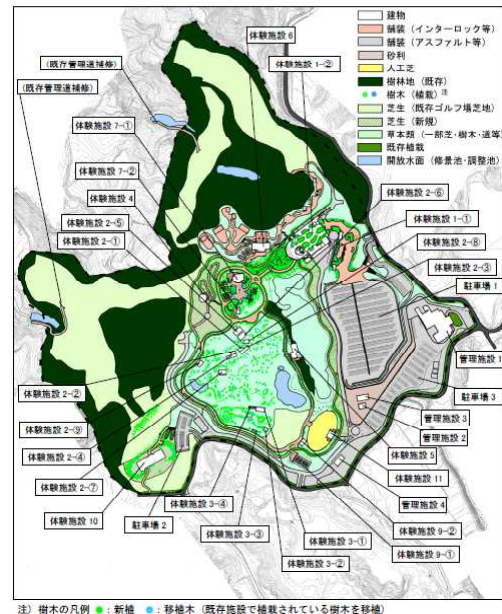
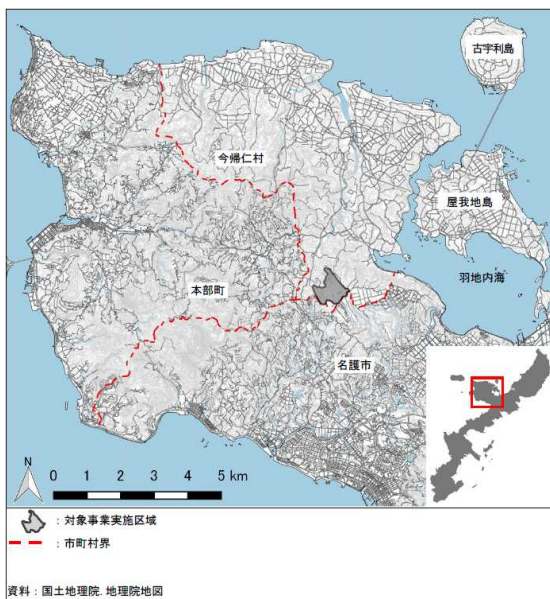
- 1 事業名 沖縄北部テーマパーク事業
- 2 事業者 株式会社ジャパンエンターテイメント 代表取締役 加藤健史
- 3 事業場所 沖縄県今帰仁村呉我山地内
(現：オリオン嵐山ゴルフ倶楽部の敷地内)

4 事業目的

本事業は、沖縄県今帰仁村に位置する既存のゴルフ場を活用して、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を体感するテーマパークへと再整備することで、沖縄経済の活性化及び観光立県・沖縄を推進し、ひいては、観光立国・日本の観光戦略の要となり、日本の観光および経済に貢献することを目的とした。

5 事業概要

- (1) 事業種類 スポーツ若しくはレクリエーション施設の設置又は変更の事業
※沖縄県環境影響評価条例の別表（第2条関係）12
- (2) 事業規模 約56ヘクタール
- (3) 予定施設
- ・体験施設（10施設）
 - ・管理施設（事務所・厨房など4棟）
 - ・駐車場（平面駐車場3か所、合計約1,400台収容）



6 経緯

(1) 計画の経緯

- 2018年6月に株式会社ジャパンエンターテイメントが準備会社として設立された。
- 事業実施区域としてオリオン嵐山ゴルフ倶楽部を選定。
- 令和2年10月30日、名護市・今帰仁村との包括連携協定を締結。

(2) 環境影響評価手続の経緯

- 配慮書手続
令和元年8月30日 計画段階環境配慮書の県への送付

10月11日 計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出（期限10月14日）
12月20日 配置案の決定・公表

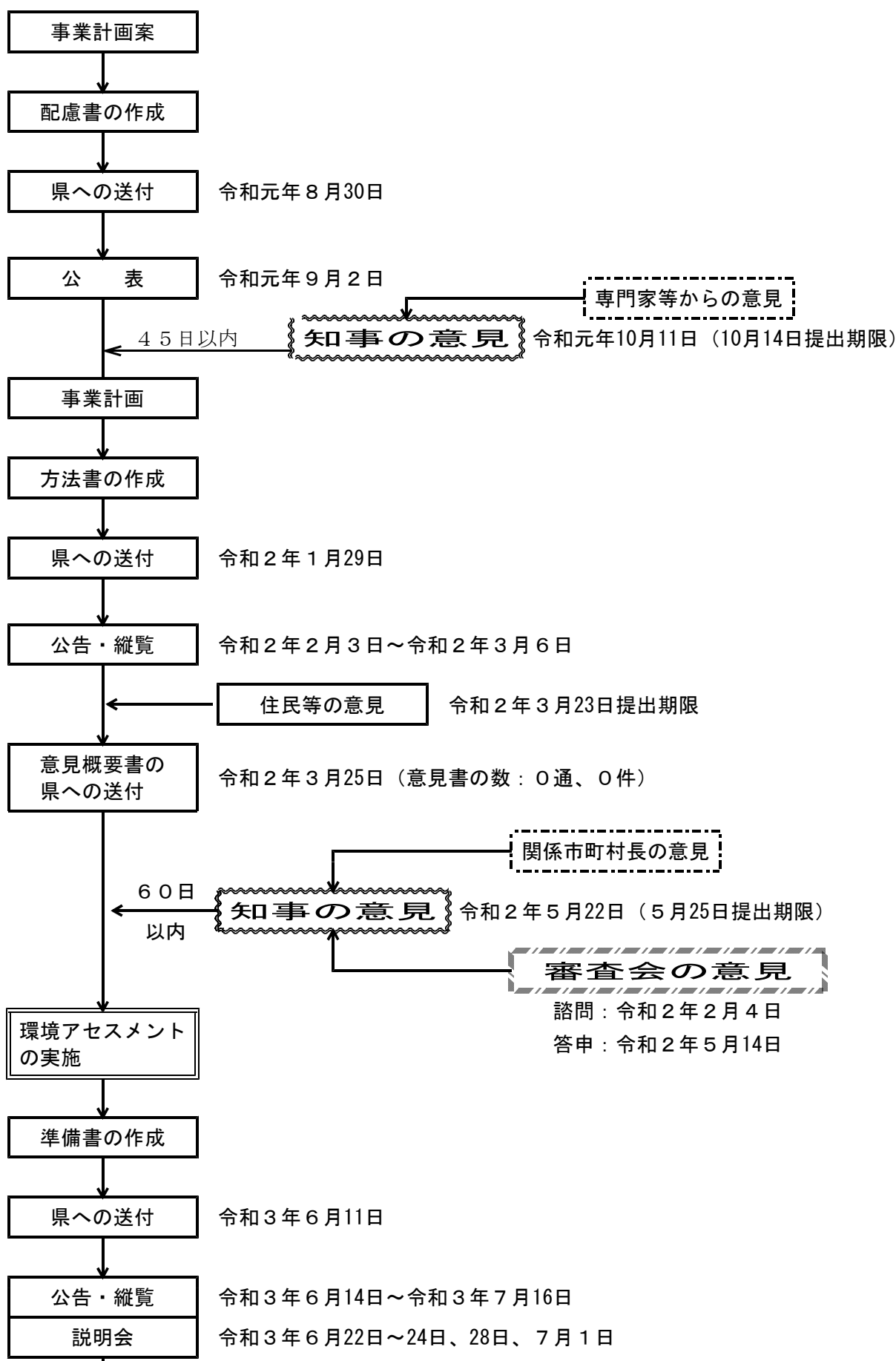
○方法書手続

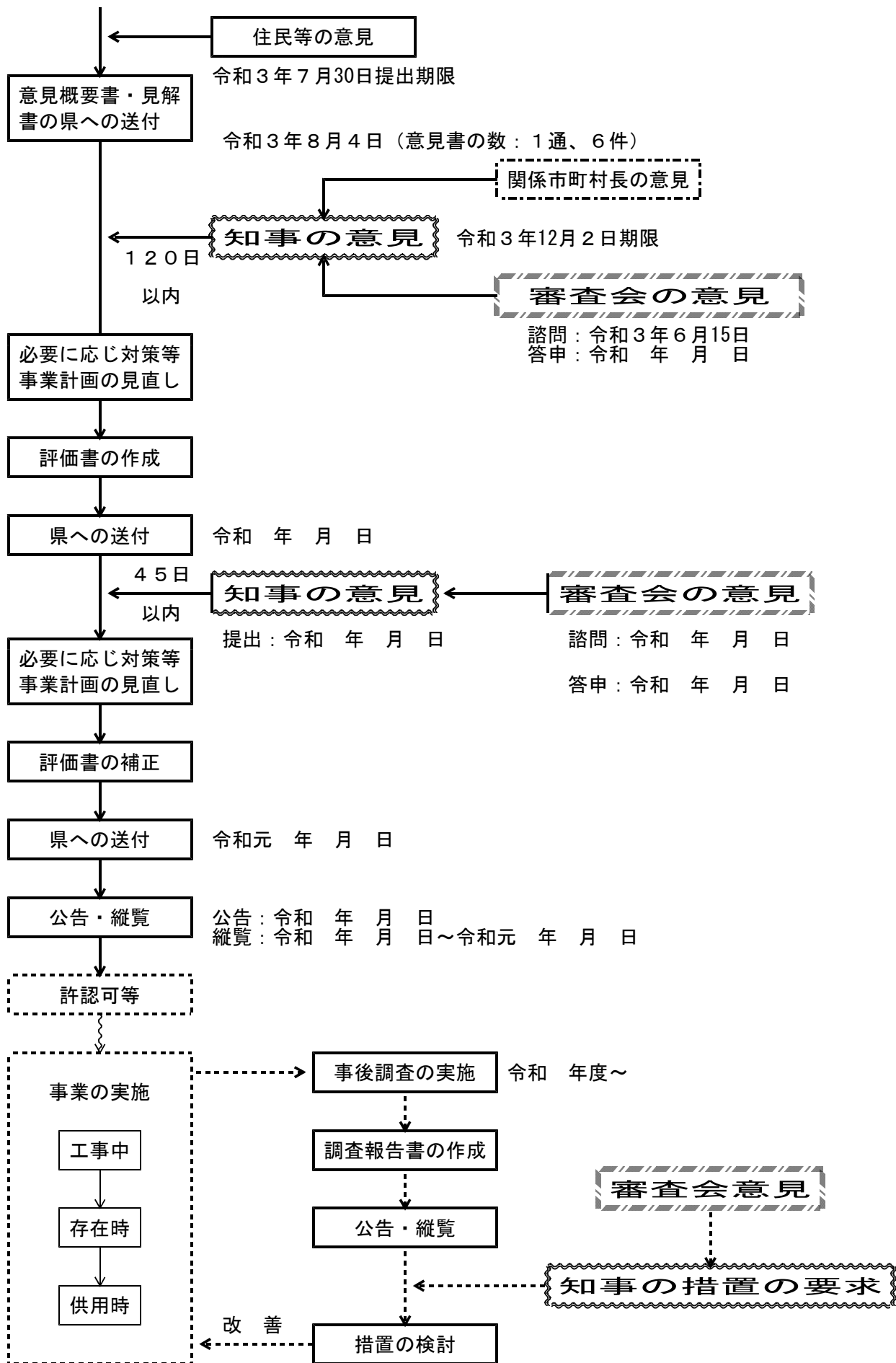
令和2年1月29日 方法書の県への送付
2月3日 方法書の公告・縦覧（2月3日～3月6日）
2月4日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
3月25日 意見の概要の送付（意見書の数：0件）
5月14日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
5月22日 方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

令和3年6月11日 準備書の県への送付
6月14日 準備書の公告・縦覧（6月14日～7月16日）
6月15日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
8月4日 意見の概要の送付（意見書の数：1通6件）

沖縄北部テーマパーク事業の環境アセスメントに関する流れ





名護市新設廃棄物処理施設整備事業の概要

1 事業名 名護市新設廃棄物処理施設整備事業

2 都市計画決定権者 名護市長 渡具知 武豊
※環境影響評価手続は都市計画決定権者が行うことができる
【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業場所 名護市字安和地内

4 事業目的

名護市には、ごみ処理施設として、燃やしていいごみの焼却処理を行う環境センター、資源ごみの缶類・ビン類を処理するリサイクルセンター並びに容器包装プラスチック類を処理する容器包装リサイクル処理施設、燃えないごみや焼却灰を埋立処分する最終処分場が整備されている。しかし、環境センターは、昭和52年の竣工から約40年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。また、最終処分場の埋立残余容量が減少し、逼迫している状況にある。

上記の老朽化した廃棄物処理施設のうち、新たに一般廃棄物の焼却施設及びリサイクルセンターの整備を行うこととする。

5 事業概要

- (1) 事業種類 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
※沖縄県環境影響評価条例の別表（第2条関係）13 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
- (2) 事業規模 1日当たりの処理能力 約58 t / 日
- (3) 施設規模
- | | |
|-----------------|--|
| ・敷地面積 | 約3.2ha |
| ・焼却施設（ストーカ式焼却炉） | 約58 t / 日（29t / 16時間×2炉） |
| ・リサイクルセンター | 約5.9 t / 日 |
| ・付帯施設 | 計量棟、草木ヤード、車庫棟、洗車棟、小動物焼却炉、構内道路、駐車場、照明灯等 |

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

平成23年度に名護市環境審議会を設立し、「焼却施設」、「リサイクルセンター」、「最終処分場」における機能及び適正な規模について「名護市一般廃棄物処理施設整備基本計画」を取りまとめるとともに、次期ごみ処理施設の建設地の決定に向け、環境保全、経済性、効率性など多角的な視点で検討を行った。

最終的に環境審議会の答申により、屋部地区安和区、名護地区為又区、久志地区二見区の三カ所を候補地に選定し、その後、三候補地の地元に対し説明会等を行うとともに、更に最終評価の審査項目を設け審議・検討した。

その結果、次期ごみ処理施設建設候補地は屋部地区安和区に決定した。

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成29年11月30日 計画段階環境配慮書の県への送付

平成30年1月12日 計画段階配慮書に対する知事意見の提出

○方法書手続

平成30年 7月 2日	環境影響評価方法書の県への送付
7月 3日	方法書の公告・縦覧（～8月1日）
7月20日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
8月20日	住民等の意見の概要の県への送付（意見書の数0件）
10月10日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
10月18日	方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

令和3年 5月10日	環境影響評価準備書の県への送付
5月10日	準備書の公告・縦覧（～6月10日）
5月12日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
6月25日	住民等の意見の概要等の県への送付（意見の数0件）

名護市新設廃棄物処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ

